

○川口市学校施設開放事業に係る使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市学校施設開放事業に関する規則第23条に基づき、川口市学校施設の使用料に関する条例（以下「条例」という。）第4条に規定する使用料（第2条第1号及び第2号並びに第3条第1号及び第2号に掲げる以外の団体については、附帯施設の利用に係る使用料を除く。以下同じ。）の減額又は免除について必要な事項を定めるものとする。

(免除)

第2条 次の各号に掲げる団体が当該各号に定める利用をする場合に限り、使用料を免除することができる。ただし、構成員個人が支払う会費が1月あたり1万円を超えない団体に限る。

- (1) 市立の教育機関がその目的を遂行するために利用する場合。
- (2) 市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。
- (3) 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会又は川口市スポーツ少年団が各団体の規約等に規定する事業を遂行するために利用する場合。
- (4) 市内の町会・自治会を統合する連合町会が季節催事等を行うために利用する場合。
- (5) 施設の存する学校において地域と学校とが協働して行う活動に取り組むPTA等の団体が学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合。
- (6) 障害者団体（障害者の数が団体の構成員（代表者及び指導者を除く。）の数の2分の1以上である団体に限る。）が、障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する活動を実施するために利用する場合。
- (7) 市内の中学校部活動の地域展開に係るモデル事業に参加する団体が当該モデル事業の実施のために利用する場合。
- (8) 小・中学生が中心となって活動する団体（小・中学生の数が団体の構成員（代表者及び指導者を除く。）の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。）が、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の趣旨に沿った地域クラブ活動又はこれに準ずる活動として利用する場合。ただし、免除する額は、構成員の健康上の安全及びバランスの取れた生活の確保に鑑み、中学校部活動の活動上限時間に準じ、一の学校につき週12時間（6単位）の利用に係る額を限度とする。

(減額)

第3条 次の各号に掲げる団体が当該各号に定める利用をする場合に限り、使用料の2分の1を減額することができる。ただし、第7号に掲げる団体を除き、構成員個人が支払う会費が1月あたり1万円を超えない団体に限る。

- (1) 埼玉県内に所在する公立の教育機関（第2条第1号の教育機関を除く。）がその目的を遂行するため利用する場合。
- (2) 埼玉県の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。
- (3) 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会又は川口市スポーツ少年団に加盟している団体が各団体の規約等に規定する事業を遂行するため利用する場合。
- (4) 公益財団法人埼玉県スポーツ協会（加盟団体を含む。）がその定款に規定する事

業を遂行するため利用する場合。

- (5) 市内の町会・自治会が年間事業計画に位置付けた地域振興に資する取組みとして利用する場合。ただし、継続的に行う趣味・実務実技・体育レクリエーション活動等を除く。
 - (6) 構成員（代表者及び指導者を除く。）が市内に居住する65歳以上の者で構成される団体が、健康の維持・増進のために利用する場合。
 - (7) 前条第1号又は第2号に掲げるものを除き、施設の存する学校の近隣に存する幼稚園又は保育園等が運動会等の季節催事のために利用する場合。
 - (8) 前条第8号に掲げるものを除き、小・中学生が中心となって活動する団体（小・中学生の数が団体の構成員（代表者及び指導者を除く。）の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。）が、小・中学生の心身の健全な育成のために利用する場合。
- 2 前項の規定により、使用料等を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（減免の申請及び承認）

第4条 施設等を利用しようとするものが使用料の減額又は免除を受けようとするときは、登録団体又は登録をしようとするものにあつては団体登録の申請の際に、それ以外の利用者にあつては施設等の利用の申請の際に、川口市立学校施設使用料減額・免除申請書に第2条及び前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第5条 第2条及び第3条に定めるもののほか、教育委員会が公益上必要と認められる場合には、使用料を減免することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。ただし、第4条の規定は、公布の日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から実施する。

川口市立学校施設使用料減額・免除申請書

(あて先) 川口市教育委員会

川口市学校施設の使用料の減免に関する要綱第4条に基づき使用料の減額・免除を申請します。

団 体 名 称	フリガナ	
代 表 者 氏 名	フリガナ	
代表者電話番号 (携帯電話番号)		
減額・免除要件 右欄の該当する要件の項目番号に○をしてください	免除要件	- 市立の教育機関がその目的を遂行するために利用する場合。 - 市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。 - 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会又は川口市スポーツ少年団が各団体の規約等に規定する事業を遂行するために利用する場合。 - 市内の町会・自治会を統合する連合町会が季節催事等を行うために利用する場合。 - 施設の存する学校において地域と学校とが協働して行う活動に取り組むPTA等の団体が学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合。 - 障害者団体（障害者の数が団体の構成員（代表者及び指導者を除く。）の数の2分の1以上である団体に限る。）が、障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する活動を実施するために利用する場合。 - 市内の中学校部活動の地域展開に係るモデル事業に参加する団体が当該モデル事業の実施のために利用する場合。 - 小・中学生が中心となって活動する団体（小・中学生の数が団体の構成員（代表者及び指導者を除く。）の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。）が、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の趣旨に沿った地域クラブ活動又はこれに準ずる活動として利用する場合。ただし、免除する額は、構成員の健康上の安全及びバランスの取れた生活の確保に鑑み、中学校部活動の活動上限時間に準じ、一の学校につき週12時間（6単位）の利用に係る額を限度とする。
	減額要件	- 埼玉県内に所在する公立の教育機関（第2条第1号の教育機関を除く。）がその目的を遂行するため利用する場合。 - 埼玉県の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。 - 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会又は川口市スポーツ少年団に加盟している団体が各団体の規約等に規定する事業を遂行するため利用する場合。 - 公益財団法人埼玉県スポーツ協会（加盟団体を含む。）がその定款に規定する事業を遂行するため利用する場合。 - 市内の町会・自治会が年間事業計画に位置付けた地域振興に資する取組みとして利用する場合。ただし、継続的に行う趣味・実務実技・体育レクリエーション活動等を除く。 - 構成員（代表者及び指導者を除く。）が市内に居住する65歳以上の者で構成される団体が、健康の維持・増進のために利用する場合。 - 前条第1号又は第2号に掲げるものを除き、施設の存する学校の近隣に存する幼稚園又は保育園等が運動会等の季節催事のために利用する場合。 - 前条第8号に掲げるものを除き、小・中学生が中心となって活動する団体（小・中学生の数が団体の構成員（代表者及び指導者を除く。）の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。）が、小・中学生の心身の健全な育成のために利用する場合。

※添付書類 免除要件または減額要件に該当することを証する書類。

免除要件第8号に該当する場合は、別紙「活動確認書」の提出をお願いします。

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

活動確認書

当団体は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(文部科学省 令和7年12月)に基づき、川口市が推進する地域クラブ活動推進事業の趣旨に賛同し、中学生の活動機会確保につながる活動に取り組めます。

令和 年 月 日

団体名

所在地

代表者氏名 (署名)